

ろうきん福祉定期預金

(2016年4月1日現在)

1. 商品名	ろうきん福祉定期預金
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当金庫の会員構成員ならびにその家族等で、別表に掲げる年金・手当を受けている方で、当金庫に受取口座を指定し、現に受給している方。 ・他金融機関で「福祉定期預金」の預入がない方。
3. 取扱期間	取扱期間に定めはございません。
4. 預金種類	証書式の「スーパー定期預金」
5. 預入期間	1年（非自継型）
6. 預入限度額	1人 300万円以内
7. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1円以上 300万円以内
(3) お預け入れ単位	1円単位
8. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
9. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・「スーパー定期預金」1年ものの預け入れ日当日の店頭表示金利十年0.25%を適用させていただきます。 ・上乗せ金利は、初回満期日までの預入期間に限らせていただき、満期日以降は、満期日当日の「スーパー定期預金」1年ものの店頭表示金利を適用させていただきます。 ＊ただし、満期日時点で本商品を継続して取扱っている場合は上乗せ金利を適用いたします。 ・上乗せ金利は、金利情勢の動向により期間中であっても変動することがあります。
(2) 利払い方法	・満期日以降に一括してお支払いたします。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） ＊復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ＊マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
11. 手数料	———
12. 付加できる特約条項	マル優の取扱いができます。

<p>13. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="1" data-bbox="584 241 1458 405"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 241 922 275">中途解約日までの預入期間</th> <th data-bbox="922 241 1458 275">中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 275 922 353">6か月未満</td> <td data-bbox="922 275 1458 353">中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 353 922 405">6か月以上1年未満</td> <td data-bbox="922 353 1458 405">約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
<p>14. 預金保険制度</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</p>						
<p>15. 金利情報の入手方法</p>	<p>金利については窓口でお問い合わせください。</p>						
<p>16. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：新潟県労働金庫営業推進部】 0120-191-880</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.niigata-rokin.or.jp</p>						
<p>17. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫営業推進部またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>						
<p>18. その他参考となる事項</p>	<p>・一部払い戻しはお取り扱いできません。</p>						

新潟県労働金庫

ろうきん福祉定期預金の対象者・確認書類一覧表

	対象者	確認書類	根拠法
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書	国民年金法
旧国民年金	老齢福祉年金受給者 * 障害年金受給者 * 母子年金受給者 * 準母子年金受給者 * 遺児年金受給者	国民年金証書	国民年金法等改正法（昭和60年法律第34号）
	老齢特別給付金受給者	国民年金証書	厚生年金保険法等改正法（昭和48年法律第92号）
旧厚生年金（船員保険含む）	* 障害年金受給者 * 遺族年金受給者 * 通算遺族年金受給者 * 特例遺族年金受給者 * 寡婦年金受給者 * 鰥夫年金受給者 * 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書	国民年金法等改正法（昭和60年法律第34号）
共済年金	* 障害年金受給者 * 遺族年金受給者 * 通算遺族年金受給者	次のいずれかの書類 ○国家公務員等共済組合年金証書 ○日本電信電話共済年金証書 ○日本鉄道（国鉄）共済年金証書 ○日本たばこ産業共済年金証書 ○地方公務員共済組合年金証書 ○私立学校教職員共済組合年金証書 ○農林漁業団体職員共済組合年金証書	昭和60年改正法における改正前関係法等に係る受給者に限る。 ○国家公務員等共済組合法等改正法（旧）国家公務員共済組合法 ○公共企業体職員等共済組合法（旧）市町村職員共済組合法 ○私立学校教職員共済組合法等改正法 ○農林漁業団体職員共済組合法改正法
各種手当	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書	児童扶養手当法
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
	〔原爆被災者〕 医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 （旧）原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律